

## 令和9年度実施住民協働事業の提案事業を募集

住民協働事業とは、さまざまな団体と市が、お互いの特性を生かして協力しながら公共的課題に取り組む事業です。実施団体には、補助金を交付しています。

### ◇対象事業

#### 〈住民提案型事業〉

住民団体が提案した、公共的な課題の解決、または地域活性化につながる事業（テーマは自由・補助限度額30万円）

#### 〈行政提案型事業〉

市が提示する課題に対し、住民団体が実施方法を提案した事業（補助限度額は事業内容により定めます。）

▶申込期間=7月1日(水)~9月16日(水)

▶その他

- ・事業の詳細は「応募の手引き」をご覧ください。
- ・応募の手引き配布場所=市HP、地域づくり課、中央公民館、白里出張所、中部コミュニティセンター、市役所分庁舎、大網白里アリーナ、農村環境改善センターいずみの里、市社会福祉協議会

☎地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342



▲詳細

## 大網白里市都市計画マスタープランの原案のパブリックコメント

大網白里市都市計画マスタープランは、都市計画法に基づいて「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定める計画です。

人口減少・少子高齢化の進行、経済のグローバル化、地球規模での環境問題、ICT社会の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画マスタープランの見直しを進めています。

このたび、原案を作成しましたので、皆様のご意見を募集します。

▶縦覧・意見募集期間=7月1日(水)~7月31日(金) (土、日、祝を除く)

▶縦覧場所=市HP、都市整備課

▶対象=市内在住・在勤・在学の方、市内法人・事業者、利害関係人

▶提出方法=郵送、メール、持参（都市整備課）

▶意見書配布場所=市HP、都市整備課

☎都市整備課都市計画班 ☎(70)0364

✉toshiseibi@city.oamishirasato.lg.jp



▲詳細



## 健診は、もう受けましたか？

健康診査は生活習慣病の予防・早期発見につながり、自分の健康を見直す大切な機会です。国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している対象の方には受診票を送付しています。未受診の方は、ぜひご受診ください。

予約不要の集団健診は、7月末まで実施しています。また、市内外の15の医療機関でも個別健診（要予約）を受けることができますので、都合に合わせて健診を受けましょう。



▲詳細

日程	会場	対象
7月 7日(水)	保健文化センター (3階ホール)	ながた野、みずほ台、みやこ野、永田、菅野、砂田、小中、神房、池田、南玉、餅木、東駒込、駒込（星谷地区を除く）、経田（星谷地区を除く）
7月 8日(木)		
7月 9日(金)		
7月10日(土)		みどりが丘、季美の森南、山口、小西、養安寺、金谷郷、大竹、仏島（星谷地区を除く）、大網（星谷・九北・福田地区を除く）
7月11日(日)		
7月28日(水)		どなたでも受診できます
7月29日(木)		
7月30日(金)		
7月31日(土)		

☎市民課国保班 ☎(70)0334 市民課高齢者医療年金班 ☎(70)0336

## 新しい資格情報のお知らせ・資格確認書を送付

国民健康保険（以下、国保）・後期高齢者医療制度（以下、後期）に加入している方の資格確認書の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)以降に利用できる新しい資格確認書などは有効期限までに郵送します。

なお、国保は世帯ごとに、後期は個人ごとにそれぞれ送付されます。

◇資格情報のお知らせ ※「普通郵便」で送付。

▶国保=マイナ保険証を利用している方

▶後期=84歳以下でマイナ保険証を普段から利用している方

※「普段から利用している方」とは、令和8年4月末を基準に、過去1年間で6回以上かつおおむね直近3か月以内に利用している方。

◇資格確認書 ※「特定記録郵便」で送付。

▶国保=マイナ保険証を利用していない方

▶後期

①85歳以上の方

②84歳以下でマイナ保険証を普段から利用していない方（持っていない方を含む）

☎市民課国保班 ☎(70)0334

市民課高齢者医療年金班 ☎(70)0336



▲国保資格確認証(見本)



▲後期資格確認証(見本)

## 介護保険料額をお知らせ・介護保険負担割合証を送付

◇令和8年度介護保険料額決定通知書を送付

▶発送時期=7月中

通知書に記載されている年間保険料や納付方法をご確認ください。

介護保険は、国や県、市などの公費と、皆さんの保険料を財源として運営されています。介護が必要になったとき安心してサービスを利用できるよう、必ず期限内の納付をお願いします。

◇新しい介護保険負担割合証を送付

▶発送時期=7月中

8月1日(土)以降に介護保険サービスを利用する場合は、新しい負担割合証をケアマネジャーなどにご提示ください。

◇介護保険負担限度額認定証の更新手続き

介護保険施設に入所または短期入所を利用した際の、居住費および食費を軽減するものです。7月31日(金)までの認定証をお持ちの方に申請書を送付しましたので、引き続き利用される方は、更新手続きを行ってください。

▶対象=市民税非課税世帯で預貯金などの資産額が基準額以下の方

☎市民課高齢者支援課介護保険班 ☎(70)0309

## 後期高齢者医療保険料額をお知らせ

◇令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付

▶発送時期=7月中

昨年度(令和7年度)は年金から天引きで納付いただいた方でも、今年度(令和8年度)は納付書での納付または口座振替に変更となっている場合がありますので、必ず決定通知書をご確認ください。

令和8年度から医療分とあわせて子ども・子育て支援金分を拠出いただきます。また、令和8年度は医療分の保険料率および軽減判定所得基準が一部変更となります。

〈医療分保険料額〉

所得割率=9.40%、均等割額=51,000円、賦課限度額=85万円

〈子ども・子育て支援金分保険料額〉

所得割率=0.25%、均等割額=1,310円、賦課限度額=2万1千円

詳細は、7月中に郵送される資格確認書または資格情報のお知らせに同封のご案内をご確認ください。

※申告書の提出時期などによっては、税情報を利用する保険料の算定への反映が間に合わない場合があります。この場合、8月以降、税情報が確認できた後に変更の通知などが送付されます。

☎千葉県後期高齢者医療広域連合 ☎043(308)6768

市民課高齢者医療年金班 ☎(70)0336